

## 山形大学 Good Sleep コンソーシアム 運営会則（案）

### （名称）

第1条 本コンソーシアムは、Good Sleep コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」）と称する。英文名は“Good Sleep Consortium”とする。

### （趣旨・目的）

第2条 本コンソーシアムは、快眠を妨げる多種多様な睡眠課題をアカデミックに解決し、様々な人たちのライフステージに応じた解決策を社会に実装するための新しい共創の場の提供を目的とする。

### （事業内容）

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 シンポジウムの開催
- 二 テーマ毎のワーキンググループにおける勉強会等の実施
- 三 専門の教職員との学術指導、個別共同研究の調整
- 四 その他、睡眠に関する課題の共有、課題解決に向けたアイデア創出のための各種取組み

### （会員）

第4条 会員とは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、本会に参加して本事業の推進を図る者であって、次条第1項に基づき本コンソーシアムへの入会を承認された者をいう。

### （会員の入退会等）

第5条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を第7条第1項第一号に規定する会長（以下「会長」という。）あてに提出するものとし、会長の承認により入会を決定するものとする。

2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。この場合、第6条第2項に基づき退会以前に納付した会費及び臨時費は返還されない。また、会費及び臨時費の未納又

は不足の場合にはこれを完納しなければならない。

- 3 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は運営委員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
  - 一 会費及び臨時費の滞納があるとき
  - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
  - 三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき
- 5 入会した会員は会員区分に応じて山形大学と学術指導契約又は共同研究契約を締結するものとする。

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 総会への参加
  - 二 シンポジウムへの参加
  - 三 ワーキンググループへの参加
  - 四 その他会長が定めるもの
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 会員は、別途定める会費を負担するものとする。
  - 二 会員は、第12条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
  - 三 会員は、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

(幹事)

第7条 本コンソーシアムに、次に掲げる幹事を置く。

- 一 会長一名 総会にて決定する。
  - 二 幹事若干名 会長が指名した者とする。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。

- 3 幹事は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した幹事はその職務を代行する。
- 5 幹事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第8条 総会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する事項を決議する。
- 4 総会は議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって他の議決権を有する会員に委任することにより、当該委任した会員と同一に議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第9条 次条に規定する運営委員会は、必要があると認めるときは、臨時総会開催を決議することができる。

(運営委員会)

第10条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長及び幹事から構成される。
- 3 運営委員会の委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会は、総会に議案を提出する。
- 5 運営委員会は、総会より委任された事項の決定を行う。
- 6 運営委員会は、新規にワーキンググループを設立する際の承認を行う。
- 7 運営委員会の事務は、次条に規定する事務局が行う。

(事務局)

第11条 本コンソーシアムの事務局は、山形大学 COI 事務局に置く。

2 事務局は、会長が指名した事務局長及びCOI事務局に所属する職員が務めることとする。

#### (運営費)

第12条 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費をもって充てる。

2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

#### (会員外への秘匿を希望する情報の取扱い)

第13条 本事業において、会員が会員外への秘匿を希望するものとして特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

#### (知的財産権の留保及びその取扱い)

第14条 本事業において、会員が行う情報の開示は、明示黙示を問わず、当該情報にかかる特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権についての使用权、実施権若しくはライセンスの許諾若しくは設定又は譲渡を意味するものではない。

#### (解散)

第15条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合、運営委員会及び総会の議決を経て会長がこれを行うものとする。

#### (会則の改廃等)

第16条 本会則の改廃については、総会の議決を経て定める。

#### (設置期間)

第17条 本コンソーシアムの設置期間は、令和5年3月31日までとする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、引き続き1年間延長し、以後も同様とする。

#### 附 則

この会則は、令和3年11月1日から施行する。